

決算第一號 昭和九年度函館市歳入歳出決算

決算第二號 昭和九年度函館市 特別會計 水道費 歳入歳出決算

決算第三號 昭和九年度函館市 特別會計 函館病院費 歳入歳出決算

決算第四號 昭和九年度函館市 特別會計 公益質屋費 歳入歳出決算

決算第五號 昭和九年度函館市 特別會計 復興事業費 歳入歳出決算

決算第六號 昭和九年度函館市 特別會計 社會事業資金 歳入歳出決算

決算第七號 昭和九年度函館市 特別會計 賑恤救濟資金特別基本財産 歳入歳出決算

決算第八號 昭和九年度函館市 特別會計 教育基本財産 歳入歳出決算

決算第九號 昭和九年度函館市 特別會計 基本財産 歳入歳出決算

決算第十號 昭和九年度函館市 特別會計 特別會計施藥救療資金特別基本財産 歳入歳出決算

決算第十一號 昭和九年度函館市 特別會計 慈善事業資金 歳入歳出決算

決算第十二號 昭和九年度函館市 特別會計 木島社會事業資金 歳入歳出決算

決算第一號

昭和九年度函館市歳入歳出決算

右函館市收入役ヨリ提出ニ付審査スルニ各科目ノ金額ハ收支命令及證憑書ニ符合シ正確ナリト認ム

右市會ノ認定ニ付ス

昭和拾年拾貳月

日提出

函館市長 坂

本 森

一

昭和九年度函館市歳入歳出決算

歳

一金四百貳拾六萬四千五百八拾五圓拾參錢

歳入決算高

歳出

一金壹百四拾萬壹百拾圓拾壹錢

經常部決算高

一金貳百貳拾參萬八千參百八拾壹圓拾壹錢五厘

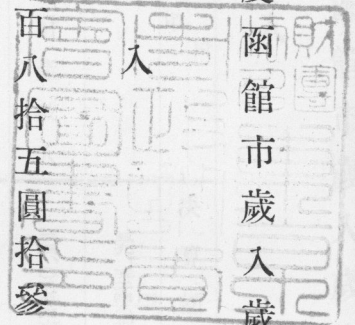
臨時部決算高

合計金參百六拾參萬八千四百九拾壹圓貳拾貳錢五厘

歳入歳出差引

殘金六拾貳萬六千九拾參圓九拾錢五厘

翌年度繰越高



歲入

五

科	款	項	目	決算額				豫算額				増	減	増	減	事	由			
				決算額	豫算額	増	減	決算額	豫算額	増	減									
十二、市	債	市	債	一、四六〇、〇〇〇〇	二、二八九、〇〇〇〇	—	—	八二九、〇〇〇〇												
				四、二六四、五五一三	四、七〇一、五九八〇〇	—	—	四三七、〇二八七												
				九、特別税軌道税	三、二四九一六	三、一九三〇〇	五六一六	—												
				八、特別税觀覽税	八九三三〇	二三九〇〇	六五三三〇	—												
				七、特別税戸數割	三二七、一四二〇	二五、四八二〇〇	—	二九、三五六九〇												
				六、雜種税附加税	一〇八、七六〇四七	四九、三七九〇〇	五九、三八四四七	—												
				五、營業税附加税	一二、〇〇三三	六、一五九〇〇	五、八四三三	—												
				四、家屋税附加税	一四八、六一九一	一三、八七一〇〇	二四、七四〇九一	—												
				三、營業税附加税	一二、〇〇三三	六、一五九〇〇	五、八四三三	—												
				二、需	用	費	一八九三九	二六〇〇〇	—	—	一六六									
一、神	社	費	費	二七九三九	二九六〇〇	—	—	一六六												
				一、神饌幣帛料	九〇〇〇	九〇〇〇	—	—	—											
				二、需	一八九三九	二六〇〇〇	—	—	一六六											
				三、營業税附加税	一二、〇〇三三	六、一五九〇〇	五、八四三三	—												
				四、家屋税附加税	一四八、六一九一	一三、八七一〇〇	二四、七四〇九一	—												
				五、營業税附加税	一二、〇〇三三	六、一五九〇〇	五、八四三三	—												
				六、雜種税附加税	一〇八、七六〇四七	四九、三七九〇〇	五九、三八四四七	—												
				七、特別税戸數割	三二七、一四二〇	二五、四八二〇〇	—	二九、三五六九〇												
				八、特別税觀覽税	八九三三〇	二三九〇〇	六五三三〇	—												
				九、特別税軌道税	三、二四九一六	三、一九三〇〇	五六一六	—												
歲	入	合	計	一、四六〇、〇〇〇〇	二、二八九、〇〇〇〇	—	—	八二九、〇〇〇〇												
				四、二六四、五五一三	四、七〇一、五九八〇〇	—	—	四三七、〇二八七												
				九、特別税軌道税	三、二四九一六	三、一九三〇〇	五六一六	—												
				八、特別税觀覽税	八九三三〇	二三九〇〇	六五三三〇	—												
				七、特別税戸數割	三二七、一四二〇	二五、四八二〇〇	—	二九、三五六九〇												
				六、雜種税附加税	一〇八、七六〇四七	四九、三七九〇〇	五九、三八四四七	—												
				五、營業税附加税	一二、〇〇三三	六、一五九〇〇	五、八四三三	—												
				四、家屋税附加税	一四八、六一九一	一三、八七一〇〇	二四、七四〇九一	—												
				三、營業税附加税	一二、〇〇三三	六、一五九〇〇	五、八四三三	—												
				二、需	用	費	一八九三九	二六〇〇〇	—	—	一六六									
一、神	社	費	費	二七九三九	二九六〇〇	—	—	一六六												
				一、神饌幣帛料	九〇〇〇	九〇〇〇	—	—	—											
				二、需	一八九三九	二六〇〇〇	—	—	一六六											
				三、營業税附加税	一二、〇〇三三	六、一五九〇〇	五、八四三三	—												
				四、家屋税附加税	一四八、六一九一	一三、八七一〇〇	二四、七四〇九一	—												
				五、營業税附加税	一二、〇〇三三	六、一五九〇〇	五、八四三三	—												
				六、雜種税附加税	一〇八、七六〇四七	四九、三七九〇〇	五九、三八四四七	—												
				七、特別税戸數割	三二七、一四二〇	二五、四八二〇〇	—	二九、三五六九〇												
				八、特別税觀覽税	八九三三〇	二三九〇〇	六五三三〇	—												
				九、特別税軌道税	三、二四九一六	三、一九三〇〇	五六一六	—												
二、會	議	費	費	九、四四三七	七、四九三〇〇	—	—	一、九四三七												
				二、需	一八九三九	二六〇〇〇	—	—	一六六											
				三、營業税附加税	一二、〇〇三三	六、一五九〇〇	五、八四三三	—												
				四、家屋税附加税	一四八、六一九一	一三、八七一〇〇	二四、七四〇九一	—												
				五、營業税附加税	一二、〇〇三三	六、一五九〇〇	五、八四三三	—												
				六、雜種税附加税	一〇八、七六〇四七	四九、三七九〇〇	五九、三八四四七	—												
				七、特別税戸數割	三二七、一四二〇	二五、四八二〇〇	—	二九、三五六九〇												
				八、特別税觀覽税	八九三三〇	二三九〇〇	六五三三〇	—												
				九、特別税軌道税	三、二四九一六	三、一九三〇〇	五六一六	—												
				一〇、特別税軌道税	三、二四九一六	三、一九三〇〇	五六一六	—												

科 款		項 目		決 算 額	豫 算 額	増	減	増 減 事 由
六、實 修 學 校 費	二、雜 給	八七、三九五〇	九三、七四〇〇	一	五、四五〇九〇			二部教授廢止ニ由ル
	三、需 用 費	四七、六五一九六	四四、一七六〇〇	三、四七五九六	一			災害學校ノ需用費支出ニ由ル
	四、修 繕 費	一、八七〇九七	二、二〇〇〇〇	一	三三九〇三			火災ニ依リ豫定小破修繕學校減ニ由ル
	一、給 料	二四、一九八三九	二四、八七八〇〇	一	六七九七一			
七、青 年 訓 練 所 費	二、雜 給	一一、八七五二二	一二、一六八〇〇	一	二九三七八			昇給見合セタルニ由ル
	三、需 用 費	八、九〇〇八〇	九、〇九三〇〇	一	一〇二二〇			豫定傭人使役セザルニ由ル
	四、修 繕 費	三、三三一九四	三、六〇八〇〇	一	二七六〇六			災後ニヨリ開校遅延セルニヨリ主トシテ点灯費支出減少ニ由ル
	一、給 料	三、四	一〇〇	一	九六			
八、圖 書 館 費	二、雜 給	五、四七三三	五、六八〇〇	一	二二六七			
	三、需 用 費	三、四七一〇〇	三、五七〇〇	一	五〇〇			
	四、修 繕 費	一、九六三三	二、一五〇〇	一	一五七			災後ニヨリ開校遅延セルニヨリ主トシテ点灯費支出減少ニ由ル
	一、給 料	一三、〇一九一	一三、一三〇〇	一	一二八			
八、圖 書 館 費	二、雜 給	四、七三六〇	五、二三〇〇	一	五八四〇			雇員補充セザルニ由ル
	三、需 用 費	一、一三九一八	一、二八〇〇	一	一四〇八二			火夫傭ヒ見合セタルニ由ル
	四、修 繕 費	三、四〇八八	三、四九〇〇	一	八一二			
	一、給 料	三、四〇八八	三、四九〇〇	一	八一二			

十六、土木費	四、需用費	三、六八一三	三、一二〇〇	五〇三	一	一	災後ニ依リ豫定以上ノ需用費支出セルニ由ル
十七、公團費	五、修繕費	四四二〇	五〇〇〇	五八〇	一	五八〇	修繕工事一時ニ具合ナキニ由ル
十八、公費	一、社會教育費	五二、五五四	五四三〇	二二四六	一	二二四六	修繕工事ニ日付額其財源ニ由ル
十九、學事諸費	一、社會教育費	八、五二五四	八、五四三〇	二四六	一	二四六	
二十、學事諸費	一、就學獎勵費	二七、八三九六三	三六、四三〇〇	八、五六三三七	一	八、五六三三七	
二十一、傳染病豫防費	一、就學獎勵費	二七、八三九六三	三六、四三〇〇	八、五六三三七	一	八、五六三三七	給食兒童減少ニ由ル
二十二、傳染病豫防費	一、雜給	八、四八四一五	八、六七八〇〇	一九三八五	一	一九三八五	修繕工事一箇月具合ナキニ由ル
二十三、傳染病豫防費	一、雜給	七、四八六八五	七、六五五〇〇	一六八一五	一	一六八一五	臨時傭人ノ雇入少ナカリシニ由ル
二十四、傳染病豫防費	二、需用費	九九四一四	一、〇三〇〇	一八八六	一	一八八六	傭人ノ雇入費減額ニ由ル
二十五、傳染病豫防費	三、修繕費	一、三三六	一〇〇〇	六八四〇	一	六八四〇	
二十六、中ノ橋病院費	一、給料	三九、五七三二	三九、八九〇〇	三七二七九	一	三七二七九	
二十七、中ノ橋病院費	二、雜給	六、二二〇六	六、二四〇〇	二七九四	一	二七九四	日付額其財源ニ由ル
二十八、中ノ橋病院費	三、需用費	六、二三九一	六、二五六〇	三三〇九	一	三三〇九	修繕工事一時ニ具合ナキニ由ル
二十九、中ノ橋病院費	四、修繕費	二六、五〇四九三	二六、八四〇〇	三〇九〇七	一	三〇九〇七	消耗品費節約シタル外書籍其他材料ノ購入ヲ差控ヘ器具修繕ヲ見合シタル等ニ由ル
三十、清掃費	四、修繕費	五七七三	五八〇〇	二六九	一	二六九	
三十一、清掃費	四、修繕費	八九、六六一〇	九〇、九四三〇〇	一、二八五九〇	一	一、二八五九〇	

科 款		項 目	決 算 額	豫 算 額	増	減	増 減 事 由
十四、柏木病院費		一、給料	五、五七三三	五、七六〇〇	一	一八六七	尿尿汲取運搬手数料代納組合多クナリタル結果等ニ由ル
		二、雑給	七九、三四〇三	七九、四二〇〇	一	九五七	傭人ノ雇入豫定ヨリ少ナカリシニ由ル
		三、需用費	一、七〇二五	一、九七〇〇	一	二四九五	消毒藥品其他極力節約シタルニ由ル
		四、諸費	三、〇六七九	三、八五〇〇	一	七八二	火災ノ爲類焼シタル公設便所ノ電灯消灯ト修繕中止ト尿尿汲取料金徴收代納組合豫定ヨリ多クナリタルニ由ル
十五、療養所費		一、給料	一、六九五六	一、七二〇〇	一	二四〇四	
		二、雑給	五、四九九〇	五、五八〇〇	一	八一〇	傭人ノ雇入豫定ヨリ少ナカリシニ由ル
		三、需用費	一〇、三八五五	一一、〇三六〇	一	六五〇五	患者少ナカリシ爲賄料少ナカリシニ由ル
		四、修繕費	一八六〇	二六〇〇	一	七三四〇	修繕工事ノ一部ヲ見合セタルニ由ル
十六、衛生諸費		一、給料	一三、〇六〇〇	一三、〇六〇〇	一	！	
		二、雑給	八、四四〇五	八、五八〇〇	一	六七五	
		三、需用費	二〇、八八四六	二三、一六〇〇	一	二、二八五四	患者減少ニヨリ賄料其他少ナカリシニ由ル
		四、修繕費	九六八〇	四五〇〇	一	三五三〇	修繕工事一部ヲ見合セタルニ由ル
十七、公園費		一、給料	三、五八一九	三、六七〇〇	一	七六八	
		二、雑給	二、一五四〇	二、一六九〇	一	一五〇	夜警手當減少ニ由ル
		三、需用費	三九八九	二九〇〇	一	六二	照明灯ノ廢止ニ由ル
		四、修繕費	五〇〇〇	五〇〇〇	一	一〇	
十八、墓地費		一、給	一八、一三〇	二〇、四〇〇	一	二三八〇	
		二、需用費	一四〇五	一五〇〇	一	九五	
		三、修繕費	六八六六	六七五〇	一	三六四	
		四、修繕費	四、四七三二	四、四九三〇	一	七五九	豫定ヨリ薪炭低廉ナルニ由ル
十九、火葬場費		一、雑給	二、七〇二七	七、九三〇〇	一	一一七三	
		二、需用費	四、四七三二	四、四九三〇	一	七五九	
		三、修繕費	六八六六	六七五〇	一	三六四	
		四、修繕費	四、四七三二	四、四九三〇	一	七五九	
二十、産業費		一、産業獎勵費	一、六七七八	一、八二七〇	一	一五三三	旅費節約シタルニ由ル
		二、産業助成費	六九五五	六五〇〇	一	三〇四	節約シタルニ由ル
		三、修繕費	六八六六	六七五〇	一	三六四	
		四、修繕費	四、四七三二	四、四九三〇	一	七五九	

十六、衛生諸費		一、給料	一三、〇六〇〇	一三、〇六〇〇	一	！	
		二、雑給	八、四四〇五	八、五八〇〇	一	六七五	
		三、需用費	二〇、八八四六	二三、一六〇〇	一	二、二八五四	患者減少ニヨリ賄料其他少ナカリシニ由ル
		四、修繕費	九六八〇	四五〇〇	一	三五三〇	修繕工事一部ヲ見合セタルニ由ル
十七、公園費		一、給料	三、五八一九	三、六七〇〇	一	七六八	
		二、雑給	二、一五四〇	二、一六九〇	一	一五〇	夜警手當減少ニ由ル
		三、需用費	三九八九	二九〇〇	一	六二	照明灯ノ廢止ニ由ル
		四、修繕費	五〇〇〇	五〇〇〇	一	一〇	
十八、墓地費		一、給	一八、一三〇	二〇、四〇〇	一	二三八〇	
		二、需用費	一四〇五	一五〇〇	一	九五	
		三、修繕費	六八六六	六七五〇	一	三六四	
		四、修繕費	四、四七三二	四、四九三〇	一	七五九	豫定ヨリ薪炭低廉ナルニ由ル
十九、火葬場費		一、雑給	二、七〇二七	七、九三〇〇	一	一一七三	
		二、需用費	四、四七三二	四、四九三〇	一	七五九	
		三、修繕費	六八六六	六七五〇	一	三六四	
		四、修繕費	四、四七三二	四、四九三〇	一	七五九	
二十、産業費		一、産業獎勵費	一、六七七八	一、八二七〇	一	一五三三	旅費節約シタルニ由ル
		二、産業助成費	六九五五	六五〇〇	一	三〇四	節約シタルニ由ル
		三、修繕費	六八六六	六七五〇	一	三六四	
		四、修繕費	四、四七三二	四、四九三〇	一	七五九	

科 款		項 目	決 算 額	豫 算 額	増	減	増 減 事 由
二十一、史蹟名勝天然記念物保存費		三、度量衡取締費	九五八〇	一、一〇四〇〇	一〇	一七二〇	旅費節約シタルニ由ル
		四、牛馬検査費	五七三五	六三〇〇	一	四六五	
		五、家畜傳染病豫防費	五〇〇〇	五二〇〇	一	一〇〇	
		六、水産陳列場費	一、三九七六	一、四一八〇〇	一	三五二四	節約シタルニ由ル
		一、保 存 費	八三〇	九〇〇〇	一	六八〇	
		一、救 護 費	二、五九三四	三三、二一〇〇	一	六八五六	
二十二、社會事業費		二、職業紹介所費	五、二〇三八	五、三三〇〇	一	一二九三	雜給節約シタルニ由ル
		三、公會堂費	六〇五二五	一、〇四九〇〇	一	四三三七五	公會堂事務員勤務替ノ爲一時欠員ヲ生シタルト需用費ニ於テ節約シタルニ由ル
		四、事業普及費	四一四六	九〇〇〇	一	四八五四	節約シタルニ由ル
		一、給 料	九一、七四六三	九一、五六〇〇	三〇三	一	消防組員採用シタルニ由ル
二十三、警 備 費		二、雜 給	一四、八六三九	一四、五八〇〇	三八三九	一	退職者多カリシニ由ル
		三、需 用 費	一六、七三〇〇	一六、九二九〇〇	一	一九〇〇	雜費ノ節約ト被服費ニ於テ被服單價遞減ナリシニ由ル
		四、修 繕 費	三、〇四九八	三、〇五〇〇	一	〇二	

二十四、都市計畫費		一、給 料	二、六八八五	二、六八八〇〇	一	三五	
		二、雜 給	四、一六〇一	四、三〇四〇〇	一	一三九九	特定旅費使用セザルニ依ルト大火後一時燒失區域ノ調査ニ依リ人夫雇人レサルニ由ル
		三、需 用 費	五八三六八	五九〇〇〇	一	六三二	
		四、修 繕 費	七、四七五四	七、五八二〇〇	一	一四四六	
二十五、港 灣 費		一、事 務 費	一、一六五五	一、一七〇〇	一	二四五	
		二、物 揚 場 費	三、五八五六	三、五九〇〇	一	五〇四	節約シタルニ由ル
		三、事 業 費	一〇、四七一四	一〇、九二二〇〇	一	四五〇五六	曳船ノ減少ニ由ル
		一、雜 給	一、四〇五六	一、四一〇〇〇	一	六四四	
二十六、統 計 費		二、需 用 費	三三〇六三	三三二〇〇	一	一三七	
		三、諸 費	一、九四九三	一、九六〇〇	一	五〇七	
		一、管 理 者	一、三、四三三三	一、四、四七〇〇	一	一、一〇三六八	復舊建物ノ竣功豫定ヨリ遅延シタルニ由ル
二十七、財 産 費		一、管 理 者	一、三、四三三三	一、四、四七〇〇	一	一、一〇三六八	復舊建物ノ竣功豫定ヨリ遅延シタルニ由ル
		二、需 用 費	三三〇六三	三三二〇〇	一	一三七	
二十八、諸 税		一、管 理 者	一、三、四三三三	一、四、四七〇〇	一	一、一〇三六八	復舊建物ノ竣功豫定ヨリ遅延シタルニ由ル
		二、需 用 費	三三〇六三	三三二〇〇	一	一三七	

科 款	項 目	決 算 額	豫 算 額	増	減	増 減 事 由
二十八、公金取扱費	一、諸税	一五、一九七〇	一五、一九一〇	一円	一〇、三〇	
		二、七五三	二、九四〇〇	一	一三八七	
	一、徴收金	一四四三	一六四〇〇	一	三八七	納税拂込費減少ニ由ル
	二、公金取扱諸費	二、三〇〇	二、三六〇〇	一	一	
二十九、地方改良費		一八九〇	二七〇〇	一	八〇〇	
	一、市報費	一八九〇	二七〇〇	一	八〇〇	單價ノ低廉ニ由ル
三十、雜支	一、滯納處分費	一	三〇〇	一	三〇〇	差押處分ナカリシニ由ル
	二、過年度支出	一四、九二五	一六、〇〇〇	一	一、〇九七五	過年度諸拂戻金豫定ヨリ少ナカリシニ由ル
	三、繰替金	二一、三六四	三八、二八〇	一	一七、〇一六	行旅病人及死亡人取扱者及精神病者監護費繰替金豫定ヨリ少ナカリシニ由ル
	四、一時借入金利子	二四、九三七〇	二五、〇〇〇	一	七三〇	
	五、午報費	三三〇	四〇〇	一	一六七〇	
三十一、豫備費	一、豫備費	一	二、七八〇〇	一	二、七八〇〇	
三十二、臨時部	計	一、四〇、一〇二	一、四三、六七〇	一	四、五六八	

科 款	項 目	決 算 額	豫 算 額	増	減	増 減 事 由
一、産業費	一、獎勵費	一、三三〇〇	一、三〇〇〇	一円	一、〇〇〇	節約シタルニ由ル
	二、メートル法宣傳費	一	三〇〇〇	一	三〇〇〇	宣傳施行セザルニ由ル
二、納税獎勵費	一、納税獎勵費	二、一四五〇	二、二五二〇〇	一	一〇六九〇	罹災納税組合ノ交付金少ナカリシニ由ル
		七二、七八八五	七三、八八八〇〇	一	一、一九一五	
三、公債費	一、元金償還	四六、四九六	四九、四三〇〇〇	一	四四	
	二、利子	三三、三四六	三三、三三〇〇	一	一四	
	三、諸費	一、二四四三	一、三三〇〇	一	一八五七	諸雜費豫定ヨリ支出少ナカリシニ由ル
四、訴訟費	一、訴訟費	一、五〇〇〇	一、八五〇〇	一	三五〇〇	出張度數少ナカリシニ由ル
五、寄附金	一、寄附金	三、九三〇〇	三、九三〇〇	一	一	

科 款	項 目	決 算 額	豫 算 額	増 減	増 減 事 由
六、補 助 費	一、教 育 費 補 助	九、四〇〇〇	九、五〇〇〇	一〇〇	
	二、衛 生 費 補 助	三、一五〇〇	三、一五〇〇	—	
四、補 助 費	三、地 方 改 良 費 補 助	一、五〇〇	一、五〇〇	—	
	四、社 會 事 業 費 補 助	一、一〇〇〇	一、一〇〇〇	—	海事協同會船員職業紹介所補助辞退アリタルニ由ル
三、補 助 費	五、航 路 費 補 助	三、五〇〇〇	三、五〇〇〇	—	
	六、火 災 豫 防 費 補 助	五〇〇〇	五〇〇〇	—	
二、補 助 費	七、在 郷 軍 人 聯 合 會 費 補 助	六〇〇〇	六〇〇〇	—	
	一、繰 入 金	三、一〇〇〇	三、一〇〇〇	—	
一、補 助 費	二、前 年 度 歳 入 繰 上 金	六八二、四六二・五	六八二、四七〇〇	八八	過年度未拂豫定ヨリ多カリシニ由ル
	一、雜 支 出	六、一〇二・九	四、四七八〇〇	一、六三三・九	
八、雜 支 出	一、繰 入 金	三、一〇〇〇	三、一〇〇〇	—	
	二、前 年 度 歳 入 繰 上 金	六八二、四六二・五	六八二、四七〇〇	八八	過年度未拂豫定ヨリ多カリシニ由ル
九、本 土 地 建 物 支 出 額 費	一、土 地 建 物 買 収 額 費	一六、六六〇〇	一六、六六〇〇	—	
	二、前 年 度 歳 入 繰 上 金	六八二、四六二・五	六八二、四七〇〇	八八	過年度未拂豫定ヨリ多カリシニ由ル

十、公 營 物 建 築 復 舊 額 費	一、小 學 校 建 築 費	三九、六〇三・四	九三六、九〇八〇〇	—	八八七、三七六六	
	二、消 防 設 備 復 舊 費	—	九〇、〇〇〇〇	—	九〇、〇〇〇〇	全 上
十一、警 備 費	三、廳 舍 内 備 品 簿 冊 等 費	三九、四〇八・五	四〇、九八〇〇	—	五、四七一・五	年度内ニ於テ豫定ノ備品購入シ得サリシニ由ル
	一、火 防 費	三九、二〇八・五〇	四一、〇六〇〇	—	一、八五一・五〇	米國製泡沫消火器購入セサリシニ由ル
十二、高 等 水 産 學 校 建 築 費	一、高 等 水 産 學 校 建 設 費 ノ 内 附 屬 研 究 室 並 設 備 費	一六、一三〇・七五	二二、六三〇〇	—	五、三三四・五	各工事ニ於テ節約シタルニ由ル
	二、高 等 水 産 學 校 建 設 費 ノ 内 附 屬 研 究 室 並 設 備 費	一七、八九九・七六	五、五三〇〇	—	三、四六三・四	事業繰延シタルニ由ル
十三、水 産 試 驗 場 函 館 支 場 費	一、水 産 試 驗 場 函 館 支 場 費	六〇、五三二・七	六七、二七八〇〇	—	六、七四六・七三	事業繰延シタルニ由ル
	二、水 産 試 驗 場 函 館 支 場 費	六〇、五三二・七	六七、二七八〇〇	—	六、七四六・七三	事業繰延シタルニ由ル
十四、東 川 町 及 旭 町 地 先 海 岸 災 害 豫 防 護 岸 工 事 費	一、東 川 町 及 旭 町 地 先 海 岸 災 害 豫 防 護 岸 工 事 費	一三、一八七・五	七六、七六二〇〇	—	六三、五七三・五	豫算ノ範圍内ニテ事業完成シタルニ由ル
	二、東 川 町 及 旭 町 地 先 海 岸 災 害 豫 防 護 岸 工 事 費	一三、一八七・五	七六、七六二〇〇	—	六三、五七三・五	事業繰延シタルニ由ル
十五、公 營 物 復 舊 費	一、公 營 物 復 舊 費	四六九、五三三・五	四七九、二八三〇〇	—	九、七四九・六五	事業繰延シタルニ由ル
	二、公 營 物 復 舊 費	四六九、五三三・五	四七九、二八三〇〇	—	九、七四九・六五	事業繰延シタルニ由ル
十六、青 年 會 館 設 備 費	一、青 年 會 館 設 備 費	六、六三〇・〇	六、六三〇・〇	—	七〇〇	
	二、青 年 會 館 設 備 費	六、六三〇・〇	六、六三〇・〇	—	七〇〇	

科 款	項 目	決算額	豫算額	増	減	増 減 事 由
臨時費部	一、青年會館設備費	六、六三〇〇 円	六、六〇〇〇 円	1 円	七〇〇 円	
歲出合計		三、三八、三八二・五	三、三五七、九二〇〇	1	一、〇二九、五九八・八 五	
十四、東山町及山形町共済会費		一、一八二・五	六、六八〇〇	1	一、〇六三、一〇六・七 五	
十三、水道局共済会費		六、五二二・五	六、五二二・五	1		
十二、本町共済会費		一、八二二・五	一、八二二・五	1		
十一、本町共済会費		一、八二二・五	一、八二二・五	1		
十、本町共済会費		一、八二二・五	一、八二二・五	1		
九、本町共済会費		一、八二二・五	一、八二二・五	1		
八、本町共済会費		一、八二二・五	一、八二二・五	1		
七、本町共済会費		一、八二二・五	一、八二二・五	1		
六、本町共済会費		一、八二二・五	一、八二二・五	1		
五、本町共済会費		一、八二二・五	一、八二二・五	1		
四、本町共済会費		一、八二二・五	一、八二二・五	1		
三、本町共済会費		一、八二二・五	一、八二二・五	1		
二、本町共済会費		一、八二二・五	一、八二二・五	1		
一、本町共済会費		一、八二二・五	一、八二二・五	1		

決算第二號

昭和九年度函館市

特別會計
水道費

歳入歳出決算

右函館市收入役ヨリ提出ニ付審査スルニ各科目ノ金額ハ收支命令及
證憑書ニ符合シ正確ナリト認ム

右市會ノ認定ニ付ス

昭和十年十二月

日提出

函館市長 坂本 森 一

昭和九年度函館市特別會計歲入歲出決算

歲入

一金七拾貳萬六千七百九拾參圓四拾壹錢

歲入決算高

歲出

一金參拾萬八千七百五拾七圓四拾壹錢

經常部決算高

一金四拾壹萬八千參拾六圓

臨時部決算高

一合計金七拾貳萬六千七百九拾參圓四拾壹錢

歲入歲出差引

殘金ナシ

昭和九年度函館市特別會計歳入歳出決算

科 款		項 目	決 算 額	豫 算 額	増	減	増 減 事 由
一、使用料及手数料			二九三、八八八・三	一九五、〇〇一・〇	九七、八八七・三		
	一、使	用 料	二八五、〇七四・三	一九〇、四〇〇・〇	九四、五七四・三		専用給水使用者ノ復舊豫期以上早カリシ 爲専用給水料ノ增收多カリシニ由ル
	二、手	数 料	七、八六二・四	四、五二〇・〇	三、三〇二・四		納期後ノ收入多カリシニ由ル
二、工 費 收 入			一四三、五九八・四	一八二、二六〇・〇		三九、五七六・六	
	一、給	水 工 費 收 入	一四三、五九八・四	一八二、二六〇・〇		三九、五七六・六	豫定ヨリ工事数少ナカリシニ由ル
三、國 庫 補 助 金			三、〇〇〇・〇	三、〇〇〇・〇			
	一、水	道 費 補 助	三、〇〇〇・〇	三、〇〇〇・〇			
四、雜 收 入			五、二四八・五	三七、三七五・〇	一三、八七三・八五		
	一、雜	入	五、二四八・五	三七、三七五・〇	一三、八七三・八五		過年度收入ニ於テ豫定ヨリ增收アリシニ 由ル
五、市 債				三三、〇〇〇・〇		三三、〇〇〇・〇	
	一、市	債		三三、〇〇〇・〇		三三、〇〇〇・〇	年度内ニ起債認可ナカリシ爲起債受入ナ カリシニ由ル
昭和十年度歳入繰上金			三三七、〇五七・六九		三三七、〇五七・六九		
歳 入 合 計			七三六、七九三・四一	七三九、五二〇・〇		二、七二六・五九	

一、水

科

欸

道

費

歲出合計	臨時部計	六、災害復舊費	五、雜支出	四、補助金	三、財產買入費	二、公債費
------	------	---------	-------	-------	---------	-------

決算第三號

昭和九年度函館市

特別會計
函館病院費

歳入歳出決算

右函館市收入役ヨリ提出ニ付審査スルニ各科目ノ金額ハ收支命令及

證憑書ニ符合シ正確ナリト認ム

右市會ノ認定ニ付ス

昭和十年十二月

日提出

函館市長

坂

本

森

一

昭和九年度函館市 特別會計 函館病院費 歳入歳出決算

歳入

一金四拾八萬四百拾參圓拾四錢

歳入決算高

歳出

一金參拾萬九千貳百六拾壹圓

經常部決算高

一金七千參百參拾四圓七拾五錢

臨時部決算高

合計金參拾壹萬六千五百九拾五圓七拾五錢

歳入歳出差引

殘金 拾六萬參千八百拾七圓參拾九錢四厘

翌年度繰越高

昭 和 九 年 度 函 館 市

歳 入 歳 出 決 算

特別會計
函館病院費

科 目		決 算 額	豫 算 額	増	減	増 減 事 由
一、使用料及手數料		三九、八五三・四〇	三四四、六五〇・〇〇	四七、一九四〇		
一、使 用 料	料	三九、〇五八・四〇	三四三、五五九・〇〇	四六、九九九・四〇		入院外來患者豫定ヨリ多カリシニ由ル
二、手 數 料	料	一、三五〇・〇〇	一、一六〇・〇〇	一九〇・〇〇		診斷書料ノ收入豫定ヨリ多カリシニ由ル
二、繰 越 金		五五、五六八・八四	四二、三三七・〇〇	四四、二四一・八四		
一、前 年 度 繰 越 金		五五、五六八・八四	一一、三三七・〇〇	四四、二四一・八四		前年度剩餘金豫定ヨリ多カリシニ由ル
三、雑 收 入		一、三八〇・九〇	一一、一六〇・〇〇	二六四・九〇		
一、雑 入		一、三八〇・九〇	一一、一六〇・〇〇	二六四・九〇		産婆講習所生徒ノ應募者豫定ヨリ多カリシニ由ル
四、火 災 保 險 金		三、六二〇・〇〇	三、六〇〇・〇〇			
一、火 災 保 險 金		三、六二〇・〇〇	三、六〇〇・〇〇			
五、市 債			二八〇、〇〇〇・〇〇		二八〇、〇〇〇・〇〇	
一、市 債	債		二八〇、〇〇〇・〇〇		二八〇、〇〇〇・〇〇	院舎建築ヲ中止シタル爲借入セザルニ由ル
歳 入 合 計		四八〇、四二三・四四	六六八、七八〇・〇〇		一八八、二四八・五六	

歳出		經常部		臨時部	
科	款	項目	決算額	豫算額	増減事由
一、病院費		一、給料	三〇九、三六〇	三七、七三〇	職員中缺員アリタルト昇給ヲ見合セタルニ由ル
		二、雜給	一〇六、〇七四	一六、三九〇	退職者少ナカリシニ由ル
		三、需用費	四六、四三九	四六、七〇〇	二六七〇九
		四、修繕費	一四一、三九六	一四七、五四〇	六、一四九三九 各費目ニ亘リ極力節約シタルニ由ル
		五、雜支出	一一、九八〇三	一三、三四〇	一、四四五九八 節約シタルニ由ル
二、豫備費		一、豫備費	三〇九、二六〇	三四四、七八一 過年度未拂金少ナカリシニ由ル	
經常部計			三〇九、二六〇	三四四、七八一	
一、積立金穀	科	項目	決算額	豫算額	増減事由
		一、積立金	一、〇〇〇〇	一、〇〇〇〇	

歳出		經常部		臨時部	
科	款	項目	決算額	豫算額	増減事由
一、新営費		一、院舎建築費	六、三三四七五	三二八、四四七〇〇	三二二、一〇〇〇〇 費院舎建築見合セタルニ由ル
		二、設備費	六、三四七五	六、四四七〇〇	一一三五
		三、公債費	—	四、四八〇〇〇	四、四八〇〇〇
		臨時部計	七、三四七五	三三三、九二七〇〇	三六、五九三五
		歳出合計	三六、五九七五	六六八、七八〇〇	三五三、一二三五

決算第四號

昭和九年度函館市

特別會計
公益質屋費

歳入歳出決算

右函館市收入役ヨリ提出ニ付審査スルニ各科目ノ金額ハ收支命令及
證憑書ニ符合シ正確ナリト認ム

右市會ノ認定ニ付ス

昭和十年十二月

日提出

函館市長 坂 本 森 一

昭和九年度函館市

特別會計
公益質屋費

歳入歳出決算

歳入

一金貳萬四千百貳拾四圓五拾七錢

歳入決算高

歳出

一金貳萬四千百貳拾四圓五拾七錢

歳出決算高

歳入歳出差引

殘金ナシ

昭和九年度函館市特別會計
歳入歳出決算

科 款	項目	決算額		豫算額		増	減	増減事由
		円	角	円	角			
一、事業収入	一、事業収入	八二九六〇		三八〇〇〇		—	五九四〇	公益質屋再設工事竣功セザルタメ貸付ヲ開始セザルニ由ル
二、補助金	一、補助金	三、九二〇〇		七、八五〇〇		—	三、九三〇〇	公益質屋再設工事一部翌年度へ繰越シタルニ由ル
三、繰入金	一、一般会計繰入金	一三、〇四三九		一三、〇四〇〇		—	六二	
四、交付金	二、特別會計社会事業資金繰入金	九、九四九元		九、九四〇〇		—	六二	
五、雑収入	一、雑収入	六、八六五八		六、六九七〇		一七五八	—	預金利子豫定ヨリ多カリシト元公益質屋焼残物賣却シタルニ由ル
歳入合計		二四、二四五七		五八、四七〇〇		—	三四、三三三三	

科 款		項 目		決算額	豫算額	増	減	増 減 事 由
一、事務費		一、給料		14	9,680	1	9,680	年度内ニ於テ公益質屋再設工事竣功セザルタメ業務開始ニ至ラザリシニ由ル
二、雜給		二、雜給			5,000		5,000	上
三、需用費		三、需用費			1,600		1,600	上
二、公債費		一、元金償還		5,353,370	5,353,370		6	上
二、利子		二、利子		3,563,700	3,563,700		30	
三、財産費		一、管理費		1,833,640	1,833,640		36	年度内ニ於テ公益質屋再設工事竣功セザルタメ保険料ヲ要セザルニ由ル
四、建築費		一、建築費			4,300		4,300	
五、運轉資金繰入金		一、運轉資金繰入金		1,879,330	2,000,000		3,270,770	公益質屋再設工事一部翌年度へ繰越シタルニ由ル
六、豫備費					3,000,000		3,000,000	豫定ノ交付金交付ナカリシニ由ル

歳 出 合 計	一、豫備費	二四、二四五七	五八、四七〇〇	五〇〇〇	三四、三三四三	五〇〇〇
---------	-------	---------	---------	------	---------	------

決算第五號

昭和九年度函館市

特別會計
復興事業費

歳入歳出決算

右函館市收入役ヨリ提出ニ付審査スルニ各科目ノ金額ハ收支命令及
證憑書ニ符合シ正確ナリト認ム

右市會ノ認定ニ付ス

昭和十年十二月

日提出

函館市長 坂 本 森 一

昭和九年度函館市

特別會計
復興事業費

歲入歲出決算

歲入

一金五拾壹萬參千六百六拾貳圓六拾五錢

歲入決算高

歲出

一金四拾五萬七千貳拾九圓九拾錢

歲出決算高

歲入歲出差引

殘金 五萬六千六百參拾貳圓七拾五錢

翌年度繰越高

昭和九年度函館市 特別會計 復興事業費 歳入歳出決算

歳入

科	款	項目	決算額	豫算額	増	減	増減事由
---	---	----	-----	-----	---	---	------

一、國庫補助金

		一、復興事業費補助金	三八、五四九五	三八五、二六〇〇	—	五六、六一〇五	復興事業豫定ノ通進歩セサリシニ由ル
--	--	------------	---------	----------	---	---------	-------------------

二、市債

		一、市債	二八五、〇〇〇〇	二八五、〇〇〇〇	—	—	
--	--	------	----------	----------	---	---	--

三、雜收入

		一、雜收入	一四七〇	一三五〇〇	三七〇	—	預金利子收入豫定ヨリ多カリシニ由ル
--	--	-------	------	-------	-----	---	-------------------

歳入合計

			五二、六二六五	五七〇、三二〇〇	—	五六、五八三五	
--	--	--	---------	----------	---	---------	--

歳出

科	款	項目	決算額	豫算額	増	減	増減事由
---	---	----	-----	-----	---	---	------

一、土地區劃整理事業助成費

		一、事務費	四五七、〇二九〇	五七〇、三二〇〇	—	一一三、三二一〇	
		二、事業助成費	二七、五一三五五	三六七、九八〇〇	—	九、四二四五	全上

歳出合計

			四八四、〇二九〇	五七〇、三二〇〇	—	一一三、三二一〇	
--	--	--	----------	----------	---	----------	--

決算第六號

昭和九年度函館市

特別會計
社會事業資金

歳入歳出決算

右函館市收入役ヨリ提出ニ付審査スルニ各科目ノ金額ハ收支命令及
證憑書ニ符合シ正確ナリト認ム

右市會ノ認定ニ付ス

昭和十年十二月

日提出

函館市長 坂 本 森 一

昭和九年度函館市

特別會計
社會事業資金

歳入歳出決算

歳入

一金貳萬八千九百四圓四拾貳錢

歳入決算高

歳出

一金貳萬八千九百四圓四拾貳錢

歳出決算高

歳入歳出差引

殘金ナシ

昭和九年度函館市特別社會事業資金歲入歲出決算

科 款	項 目	決算額	豫算額	増	減	増 減 事 由
一、諸 收 入		二八、九〇四四三	二八、九四五〇〇	—	八〇五八	
	一、資金ヨリ生スル收入	八二四七	八二〇〇	一〇四七	—	預金利子豫定ヨリ多カリシニ由ル
	二、施設ヨリ生スル收入	四、五四八六	四、六三四〇〇	—	九二四	公設小賣市場使用料豫定ヨリ少ナカリシニ由ル
	三、寄附金	三三、五五〇〇九	三三、五〇〇〇	〇九	—	
歳入合計		二八、九〇四四三	二八、九四五〇〇	—	八〇五八	

歳出

科 款	項 目	決算額	豫算額	増	減	増 減 事 由
一、社會事業資金		五、三三〇〇九	四、九九〇〇〇	二四五〇九	—	
	一、蓄積金	五、三三〇〇九	四、九九〇〇〇	二四五〇九	—	剩餘金豫定ヨリ多カリシニ由ル
二、繰入金		九、九四四三九	九、九四五〇〇	—	六	
	一、繰入金	九、九四四三九	九、九四五〇〇	—	六	
三、社會事業施設費		一三、七四九四	一四、〇五〇〇	—	三五〇六	
	一、社會事業施設費	一三、七四九四	一四、〇五〇〇	—	三五〇六	公設小賣市場建築費豫定ヨリ少ナカリシニ由ル

科	款	項目	決算額	豫算額	増	減	増減事由
---	---	----	-----	-----	---	---	------

歳入歳出算合 計

六、九〇四三	六、九五〇〇	一	八〇五六
--------	--------	---	------

歳入 金

一、特別入 金

六、九〇四三

二、普通入 金

八、六五〇〇

一、社会事業資金

六、九〇四三

歳出

歳入 合 計

六、九〇四三

三、特別入 金

八、六五〇〇

四、普通入 金

六、九〇四三

歳入 金

六、九〇四三

歳入

昭和三十九年度前市社会事業資金歳入歳出決算

決算第七號

昭和九年度函館市

特別會計賑恤救濟
資金特別基本財産

歳入歳出決算

右函館市収入役ヨリ提出ニ付審査スルニ各科目ノ金額ハ收支命令及

證憑書ニ符合シ正確ナリト認ム

右市會ノ認定ニ付ス

昭和十年十二月

日提出

函館市長 坂 本 森 一

昭和九年度函館市

特別會計賑恤救濟
資金特別基本財産

歳入歳出決算

歳入

一金貳千貳百參拾八圓四拾錢

歳入決算高

歳出

一金貳千百八拾八圓四拾錢

歳出決算高

歳入歳出差引

殘金 五拾圓

翌年度繰越高

昭和九年度函館市
特別會計賑恤救済
 資金特別基本財産
 歳入 歳出 決算

科 款		項 目	決 算 額	豫 算 額	増	減	増 減 事 由
一、諸 收 入			二、一八八四〇 _圓	二、四六七〇〇 _圓	— _圓	二七八六〇 _圓	
	一、資金ヨリ生スル收入		一、〇五七七六	一、〇六七〇〇	—	九三二四	
		二、寄 附 金	一、一三〇六四	一、四〇〇〇〇	—	二六九三六	寄附金豫定ヨリ少カリシニ由ル
		二、前年度繰替金	五〇〇	一〇〇	四九〇〇	—	
歳 入 合 計			二、三八四〇〇	二、四六八〇〇	—	三九六〇	前年度ヨリ繰越ナシタルニ由ル
歳 出							
科 款		項 目	決 算 額	豫 算 額	増	減	増 減 事 由
一、賑 恤 救 済 費			二、一八四〇 _圓	一、四六八〇〇 _圓	七二〇四〇 _圓	— _圓	
	一、賑 恤 救 済 費		一、四八九六	一、四五五〇〇	—	六〇三	
		二、資 金 繰 入 金	七三九四三	一三〇〇	七六四三	—	剩餘金豫定ヨリ多カリシニ由ル
		二、繰 入 金	—	一、〇〇〇〇〇	—	一、〇〇〇〇〇	一般会計繰入金ヨリ繰入セサルニ由ル
二、繰 入 金			—	—	—	—	

科

款

歲出合計

項目

決算額

豫算額

増

減

増

減

事由

由

二、八四〇

二、四六〇

一

二、七九〇

歳出

入合指

一、前年繰替金

一、〇〇〇

一、〇〇〇

一

一、〇〇〇

前年より繰替やむより由

二、前年繰替金

一、〇〇〇

一、〇〇〇

一

一、〇〇〇

前年より繰替やむより由

二、前年繰替金

一、〇〇〇

一、〇〇〇

一

一、〇〇〇

前年より繰替やむより由

三、前年繰替金

一、〇〇〇

一、〇〇〇

一

一、〇〇〇

前年より繰替やむより由

一、前年繰替金

一、〇〇〇

一、〇〇〇

一

一、〇〇〇

前年より繰替やむより由

四、前年繰替金

一、〇〇〇

一、〇〇〇

一

一、〇〇〇

前年より繰替やむより由

五、前年繰替金

一、〇〇〇

一、〇〇〇

一

一、〇〇〇

前年より繰替やむより由

昭和十一年製鋼市 歳入歳出決算

決算第八號

昭和九年度函館市

特別會計
教育基本財産

歳入歳出決算

右函館市收入役ヨリ提出ニ付審査スルニ各科目ノ金額ハ收支命令及

證憑書ニ符合シ正確ナリト認ム

右市會ノ認定ニ付ス

昭和十年十二月

日提出

函館市長 坂本 森 一

昭和九年度函館市

特別會計
教育基本財産

歳入歳出決算

歳入

一金五百參拾七圓貳拾貳錢

歳入決算高

歳出

一金五百參拾七圓貳拾貳錢

歳出決算高

歳入歳出差引

殘金ナシ

昭和九年度函館市
特別會計
 教育基本財産 歳入歳出決算

歳入

科 款	項 目	一、諸 收 入		歳 入 合 計
		一、資金ヨリ生スル收入	二、戻 入 金	
決算額	五七三	五七三	一、四六〇	五七三
豫算額	一、四六〇	四九六〇	九四〇〇	一、四六〇
増	一	四二三	一	一
減	八九七六	一	九四〇〇	八九七六
増 減 事 由		預金利子豫定ヨリ多カリシニ由ル	一般會計繰入金ヲ繰入セザルニ由ル	

歳出

科 款	項 目	一、積立金		歳出合計
		一、積立金		
決算額		五七三	五七三	五七三
豫算額		一、四六〇	一、四六〇	一、四六〇
増				
減		八九七	八九七	八九七
増減事由		一般會計繰入金繰入セザルニ由ル		

決算第九號

昭和九年度函館市

特別會計
基本財産歳入歳出決算

右函館市收入役ヨリ提出ニ付審査スルニ各科目ノ金額ハ收支命令及
證憑書ニ符合シ正確ナリト認ム

右市會ノ認定ニ付ス

昭和十年十二月

日提出

函館市長 坂 本 森 一

昭和九年度函館市

特別會計
基本財産

歳入歳出決算

歳入

一金壹千七百四拾壹圓貳錢

歳入決算高

歳出

一金壹千七百四拾壹圓貳錢

歳出決算高

歳入歳出差引

殘金 ナシ

昭和九年度函館市 特別會計 歲入歲出決算

歲入

科 款	項 目	一、雜 收 入		歳 入 合 計	決算額 豫算額 増 減 増 減 事 由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		一、 雜 入			決 算 額	豫 算 額	増	減																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		一、 七、 四一、 〇三	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三	三、 〇〇〇 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇三 円	一、 七、 四一、 〇

歳出

科 款	項 目		決 算 額	豫 算 額	増	減	増 減 事 由
一、基本財産造成費			1,741,031 円	300,000 円	1,741,031 円	1 円	
		一、基本財産造成費	1,741,031 円	300,000 円	1,741,031 円	1 円	不用品賣却多カリシニ由ル
	歳 出 合 計		1,741,031 円	300,000 円	1,741,031 円	1 円	

決算第十號

昭和九年度函館市

特別會計施藥救療
資金特別基本財産

歳入歳出決算

右函館市收入役ヨリ提出ニ付審査スルニ各科目ノ金額ハ收支命令及
證憑書ニ符合シ正確ナリト認ム

右市會ノ認定ニ付ス

昭和十年十二月

日提出

函館市長 坂 本 森 一

昭和九年度函館市

特別會計施藥救療
資金特別基本財産

歳入歳出決算

歳入

一金九百貳拾九圓九錢

歳入決算高

歳出

一金九百貳拾九圓九錢

歳出決算高

歳入歳出差引

殘金ナシ

昭和九年度函館市

特別會計施藥救療
特別資金基本財産

歳入歳出決算

歳入

科 款	項 目	一、諸 收 入		歳 入 合 計
		一、資金ヨリ生スル收入		
決算額		九三九〇九	九三九〇九	九三九〇九
豫算額		九二〇〇〇	九二〇〇〇	九二〇〇〇
増		九〇九	九〇九	九〇九
減		一	一	一
増減事由				

歳出

科 款	項 目	一、施 藥 救 療 費			
		一、施 藥 救 療 費	二、資 金 繰 入 金	合 計	歳 出
決 算 額	九三〇九	四四四八	四四六二	九三〇九	
豫 算 額	九二〇〇	五一〇〇	四二〇〇	九二〇〇	
増	九〇九	—	二四六	九〇九	
減	—	一五五三	—	—	
増 減 事 由	施藥救療患者豫定ヨリ少ナカリシニ由ル 剩餘金豫定ヨリ多カリシニ由ル				

施藥救療患者豫定ヨリ少ナカリシニ由

剩餘金豫定ヨリ多カリシニ由

決算第十一號

昭和九年度函館市

特別會計
慈善事業資金

歳入歳出決算

右函館市收入役ヨリ提出ニ付審査スルニ各科目ノ金額ハ收支命令及
證憑書ニ符合シ正確ナリト認ム

右市會ノ認定ニ付ス

昭和十年十二月

日提出

函館市長 坂 本 森 一

昭和九年度函館市

特別會計
慈善事業資金

歳入歳出決算

歳入

一金貳百六拾壹圓九拾七錢

歳入決算高

歳出

一金貳百六拾壹圓九拾七錢

歳出決算高

歳入歳出差引

殘金ナシ

昭和九年度函館市
特別會計
 慈善事業資金
 歳入歳出決算

歳入

科 款	項 目	決算額		豫算額		増	減	増 減 事 由
一、資金ヨリ生スル収入		三六二 七	三六二 七	三六七 〇〇	三六七 〇〇		五〇 三	
	一、資金ヨリ生スル収入	三六二 七	三六二 七	三六七 〇〇	三六七 〇〇		五〇 三	
	歳入合計	三六二 七	三六二 七	三六七 〇〇	三六七 〇〇		五〇 三	

歳出

科 款	項 目		決算額		豫算額		増	減	増 減 事 由
一、慈善事業資金	一、積立金		三六 ^四 七		三六 ^四 七			五 ^四 三	
			三六 ^四 七		三六 ^四 七			五 ^四 三	
			三六 ^四 七		三六 ^四 七			五 ^四 三	
			三六 ^四 七		三六 ^四 七			五 ^四 三	
歳出合計			三六 ^四 七		三六 ^四 七			五 ^四 三	

決算第十二號

昭和九年度函館市

特別會計
木島社會事業資金

歳入歳出決算

右函館市收入役ヨリ提出ニ付審査スルニ各科目ノ金額ハ收支命令及
證憑書ニ符合シ正確ナリト認ム

右市會ノ認定ニ付ス

昭和十年十二月

日提出

函館市長 坂 本 森 一

昭和九年度函館市
特別會計
木島社會事業資金
歳入歳出決算

歳入

一金八百參拾貳圓四拾壹錢

歳入決算高

歳出

一金八百參拾貳圓四拾壹錢

歳出決算高

歳入歳出差引

殘金ナシ

昭和九年度函館市 特別會計 社會事業資金 歲入 歲出 決算

科 款		項 目		決算額	豫算額	増	減	増	減	事 由
一、諸 收 入		一、資金ヨリ生スル收入		三九九二九	四〇四〇〇	—	四七一			
二、前年度繰越金		一、前年度繰越金		四三三二	一〇〇	四三三二	—			前年度ノ繰越金多カリシニ由ル
歳 入 合 計		歳 出		八三四二	四〇五〇〇	四七四二	—			
一、貧 民 救 済 費		一、貧 民 救 済 費		三八七〇	四〇〇〇	—	一二〇			
二、資 金 繰 入 金		二、資 金 繰 入 金		四三七二	五〇〇	四八七二	—			剩餘金豫定ヨリ多カリシニ由ル
歳 出 合 計		歳 出 合 計		八三四二	四〇五〇〇	四七四二	—			

